

1 利用料金設定の考え方

新体育館及び具志川運動公園内の既存体育施設の利用料金は、「うるま市立体育施設条例」に定める使用料を上限として、選定事業者が利用料金設定を提案すること。

新体育館の使用料は、令和6年度中に「うるま市立体育施設条例」を改正し、下表の考え方を基に定めることを予定している。なお、下表は現時点の案であり、今後変更となる可能性がある。

また、本資料及び「うるま市立体育施設条例」に定めのない備品、設備等について利用料金を収受する場合は、選定事業者において利用料金を提案すること。

単位					料金（円）	
専用 使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	3,000	
			その他の催物に使用する場合	1時間につき	5,000	
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	3,300	最高入場料（税込）に100を乗じて得た額を、左記の額に加算する。
			その他の催物に使用する場合	1時間につき	10,000	
		2階観客席・ランニングコース			1時間につき	1,000
		照明施設			1時間につき	3,000
		空調施設			1時間につき	6,000
		衛生費	興行	1時間につき	3,000	
			大会	1時間につき	500	
	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	1,000	
			その他の催物に使用する場合	1時間につき	3,000	
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	1,200	最高入場料（税込）に100を乗じて得た額を、左記の額に加算する。
			その他の催物に使用する場合	1時間につき	5,000	
		照明施設			1時間につき	1,000
		空調施設			1時間につき	2,000
		衛生費	興行	1時間につき	3,000	
			大会	1時間につき	500	
	プール	入場料を徴収しない場合		1時間につき	3,000	
		入場料を徴収する場合		1時間につき	6,000	
		空調施設		1時間につき	1,000	
	多目的室	1室		1時間につき	1,000	
		照明施設		1室	1時間につき	200
		空調施設		1室	1時間につき	400
専用 使用 以外	卓球	1台	1時間につき	小中高生	200	空調料 + 200 ^{※1}
				大学生・一般	400	空調料 + 200 ^{※1}
	バレーボール	1面	1時間につき	小中高生	300	空調料 + 600 ^{※1}
				大学生・一般	600	空調料 + 600 ^{※1}
	バスケットボール	1面	1時間につき	小中高生	400	空調料 + 600 ^{※1}
				大学生・一般	800	空調料 + 600 ^{※1}
	ハンドボール	1面	1時間につき	小中高生	500	空調料 + 600 ^{※1}
				大学生・一般	1,000	空調料 + 600 ^{※1}
	フットサル	1面	1時間につき	小中高生	500	空調料 + 600 ^{※1}
				大学生・一般	1,000	空調料 + 600 ^{※1}

	バドミントン	1面	1時間につき	小中高生	200	空調料 + 200 ^{※1}
				大学生・一般	400	空調料 + 200 ^{※1}
	トランポリン	1面	1時間につき	小中高生	300	空調料 + 200 ^{※1}
				大学生・一般	600	空調料 + 200 ^{※1}
	柔道・剣道・空手	1時間につき		小中高生	300	空調料 + 400 ^{※1}
				大学生・一般	600	空調料 + 400 ^{※1}
	プール	1時間につき		幼児	50	
				小中学生	100	
				高校生	150	
				大人	200	
附属 設備	ランニングコース	1時間につき			100	
	トレーニング ルーム	1時間につき			200	空調料 + 100 ^{※1}
	多目的室	1人1時間につき			200	空調料 + 100 ^{※1}
	その他	上記に準ずる額				使用面積に応じて徴収
	審判員控室	1時間につき			200	空調料 + 200 ^{※2}
	中会議室 (運営会議室)	1時間につき			300	空調料 + 200 ^{※2}
	小会議室	1時間につき			200	空調料 + 200 ^{※2}
	応接室	1時間につき			200	空調料 + 200 ^{※2}
	放送室・ 映像処理室	1時間につき			800	空調料 + 200 ^{※2}
	シャワー	1人1回につき			100	空調料 + 200 ^{※2}

※1：4～12月に一律徴収。 ※2：使用有無は利用者判断。

備考	1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。 2 使用許可時間を超えて使用した場合は、その超過した時間(1時間未満は1時間とみなす。)に応じ超過利用料金を徴収する。 3 市民(本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。)以外のものが使用する場合は利用料金は、この表に定める利用料金の100分の50に相当する金額を加算する。 4 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。 5 就学前の者が利用する場合は、「小中高生」の区分により利用料金を徴収する（プールを除く）。
----	--

2 減免の考え方

減免の基準は「うるま市立体育施設条例施行規則」に基づき次のとおりとする。

利用料金の減免をすることができる場合	減免割合
(1) 本市が主催又は共催する行事に使用する場合 全額	全額
(2) 本市が後援する行事に使用する場合 2分の1	2分の1
(3) 官公署、学校その他公益事業のため利用する場合	2分の1 (入場料を徴収する場合は3分の1)
(4) 65歳以上の市民が利用する場合	全額
(5) 全各号に掲げるもののほか市長の承認を得た場合	減額又は全額